

○浅口市給水条例（抜粋）

平成18年3月21日

条例第170号

（給水装置の管理義務）

第39条 使用者又は所有者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 給水装置を、器物又は工作物と連結して使用することにより給水管内の水を汚染させないようにすること。
- (2) メーターの点検、検査又は修繕の障害になる場所に工作物を設け、又は物件を置かないこと。
- (3) 給水装置に異常があると認めるときは、直ちに管理者に届け出ること。

2 前項第1号又は第2号の規定に違反した者に対して、管理者は、汚染防止又は障害除去のために必要な措置を命ずることができる。

（給水装置の基準違反に対する措置）

第45条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が政令第5条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

（停水）

第46条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用者に対し、その理由が継続する間、給水を停止することができる。

- (2) 第39条第2項に規定する命令を拒んだとき。